

SDGs達成に向けた取り組みチェックリスト

事業者名: 国立大学法人熊本大学

基本項目は25項目全てに、チャレンジ項目は25項目のうち5項目以上に具体的な取組みを記載してください。 「企業」や「社内」とあるものは、NPO法人や個人事業主等はそれぞれの形態に応じて、読み替えてください。 【予定】の項目は1年以内に【〇年〇月実施】として、具体的取組みを記載のうえ、提出してください。

(様式第2号)

分類	No.	チェック項目	基本	チャレン ジ	具体的な取組み (※事業者が記載する欄)	主なSDGs(17のゴールと169のターゲット)																									
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17									
組織・公正な取引	1	【内部管理体制】 ・経営理念及び経営目標を社内共有、実践している。	●		・理念を明文化し、本学のあるべき姿を学内に共有している。 ・理念に基づき、第3期中期目標期間(平成28年度～令和3年度)のビジョン、目標及び戦略を策定し、学内に共有している。 ・当該ビジョン、目標及び戦略を実現するため、重点支援プロジェクト、組織改革及びシステム改革について年度毎の計画を示した工程表を作成し、その計画に基づき改革を実施している。								8	9										17							
	2	【法令遵守】 ・法令遵守の考えが社内に浸透し、法令を確実に遵守する体制・仕組みを構築している。	●		・遵守すべき法令等について、個別に規程等を定め、法令遵守の重要性を、全教職員に向けて周知している。																				16						
	3	【公正な競争】 ・不正競争行為に関与しない方針を掲げ、社員に周知している。	●		・本学との取引にあたって、法令等の遵守、不適正な取引防止の協力依頼をホームページ等に掲載し、その重要性を発信している。 ・契約調達情報、物品検収制度、契約実績情報など、契約一連の情報を公開し、不正競争行為に関与しない方針を掲げている。											10									16						
	4	【組織体制】 ・企業活動が社会・環境に及ぼす影響に対応する担当や専門部署などの体制を整備している。	●		・学生、職員、患者、地域住民等の一層の安全確保及び本学の資産の保持を図るとともに、本学の社会的責任を果たし、地域社会との良好な信頼関係を保持することを目的として、危機管理規則、危機管理委員会要項を整備している。																				16						
	5	【知的財産保護】 ・知的財産の保護に取り組んでいる。	●		・職務発明等(特許・実用新案・意匠・商標・品種登録・ノウハウ・回路配置利用権・プログラム及びデータベースの著作物)の取扱いについて規定を設けている。 ・組織内の知的財産を一元的に管理・運用している。									8.2	9																
	6	【個人情報保護】 ・個人情報を適切に管理している。	●		・個人情報保護方針を公表し、個人情報保護等に関する規則の制定を行い周知している。 ・個人情報保護に関する研修会を開催し、取扱いを徹底している。																				16						
	7	【ステークホルダーとの対話】 ・ステークホルダー(※)との対話により、自社の活動がステークホルダーに及ぼす影響を把握し、適切に対応している。(※利害関係者:消費者、投資家等及び社会全体)	●		・学生アンケートや学生代表と学長との懇談会を実施し、学生の声を大事にし、相互コミュニケーションに努めている。 ・首都圏、関西圏、九州地区の同窓会を実施し、同窓生に本学活動の理解促進を図っている。																			16	17						
	8	【サプライチェーン管理】 ・サプライヤー、事業パートナー等と、人権侵害の防止、生物多様性や生態系への悪影響の防止、倫理面での適切な対応(ハラスメント・汚職・贈収賄防止)について認識を共有し、共に取り組んでいる。	●		・人権侵害の防止、生物多様性や生態系への悪影響防止、倫理面での適切な対応について、法令及び国の指針等を参考として本学の指針等を定め、ホームページで公表するなどして問題意識の共有に努めている。					5				8		10		12	13	14	15	16	17								
	9	【災害や事故への備え】 ・地震や水害などの自然災害や事故などに備え事業継続計画(BCP)を策定し、訓練や見直しを行っている。	●		・熊本地震の経験を踏まえ、BCPを策定し、年に1回の避難訓練、安否確認等を実施している。											9		11		13.1				16	17						
	10	【事業承継】 ・事業承継に関する検討・対策を行っている	●											8	9											17					
	11	【公正な貿易】 ・フェアトレード商品の調達に取り組んでいる。	●											1	2							5			8		12	13	14	15	16

SDGs達成に向けた取組みチェックリスト

事業者名: 国立大学法人熊本大学

・基本項目は25項目全てに、チャレンジ項目は25項目のうち5項目以上に具体的な取組みを記載してください。
 ・「企業」や「社内」とあるものは、NPO法人や個人事業主等はそれぞれの形態に応じて、読み替えてください。
 ・【予定】の項目は1年以内に【〇年〇月実施】として、具体的な取組みを記載のうえ、提出してください。

(様式第2号)

分類	No.	チェック項目	基本	チャレンジ	具体的な取組み (※事業者が記載する欄)	主なSDGs(17のゴールと169のターゲット)																		
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
労働・人権	12	【差別の禁止】 ・性別、年齢、障がい、国籍、出自などによる差別や各種ハラスメントを防ぐ体制が整備され、社内で差別や人権侵害がないことを確認している。	●		・「熊本大学ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を策定し、差別や各種ハラスメントを防ぐ体制を整備している。また、学内外での相談体制の整備強化、及び、eラーニングによるハラスメント研修の実施等、防止のための啓発活動を行っている。				4.3 4.4 4.5	5.1 5.2 5.5				8.5 8.7 8.8		10.2 10.3								16.1 16.2 16.7
	13	【労働安全衛生】 ・業務中の事故等を防ぐため、安全で衛生的な労働環境の整備に取り組んでいる。	●		・労働安全衛生意識の向上を図るために、理事等の管理者、安全衛生委員会委員等による安全衛生パトロールを行うとともに、労働安全衛生に関する講演会等を実施している。 ・メンタルヘルスを確保するために、4つのメンタルヘルスケア(セルフケア・ラインケア・産業保健スタッフ等によるケア、外部機関によるケア)推進に関する研修等の実施及び情報提供を行っている。			3					8.8											
	14	【公正な待遇】 ・雇用形態に関わらず、同一労働同一賃金等の原則に沿って対応している。	●		・同一労働同一賃金の原則に従い、令和2年4月1日付け有期雇用職員給与規則の改正(待機手当・専門技師等手当の追加)及び育児時間に関する規則の見直しを行い、雇用形態に関わらない均等・均衡待遇を確保している。 ・令和2年4月1日付け有期雇用職員勤務時間等規則を改正し(1)配偶者の出産休暇 (2)夫の育児参加休暇 (3)父母の追悼行事 (4)災害時に現住居が滅失等した場合を有給の休暇として新設、また、授乳等の休暇、骨髄移植のドナー休暇を無給から有給の休暇への変更を行い、雇用形態に関わらない均等・均衡待遇を確保している。					5.5			8.5		10.2 10.3									
	15	【ワークライフバランス】 ・働き方の見直し等により、過度な長時間労働を防止し、家庭と仕事の両立を図るためのワークライフバランスを推進している。	●		・事務部においては、ノー残業デー(現行金曜日)を定め、可能な限り、所属職員に対して早く帰るよう促している。一斉に実施できない場合には、小規模単位でも週に1日はノー残業デーを依頼。 ・管理者は、定期的なミーティング等の実施により所属職員の業務量を把握し、労働時間の適正な管理に努めている。			3		5.5				8.5 8.8		10.3								
	16	【人材育成】 ・適切な能力開発、教育訓練の機会を従業員に提供している。	●		・事務職員の人事制度について(基本方針)に基づき、階層別研修、語学研修、ビジネスマナー研修及び放送大学受講研修等を実施しており、人材育成に取り組んでいる。				4	5.5				8	9									
	17	【健康経営】 ・従業員が心身ともに健康を維持できるよう対策を講じ、生産性の向上等に取り組んでいる。	●		・各種健康診断、婦人科検診及びインフルエンザ予防接種、保健師による心と体の健康相談を実施している。 ・メンタルヘルス対策としては、学内外の相談窓口の設置や休業者の復職支援を行っている。 ・敷地内全面禁煙とし、敷地外周辺を含めて、定期的に見回りを実施している。			3						8									17	
	18	【ダイバーシティ経営】 ・多様な人材(女性、外国人、障がい者、高齢者等)が、十分に活躍できる環境の整備に取り組んでいる。	●		・女性活躍推進法に基づき、男女共同参画推進基本計画を策定し、全学一体となって男女共同参画に係る取組みを推進している。 ・本学のテニュアトラック制度において、国際公募を行うことによる研究費の追加補助や研究スペースの独自運用を確保するなど外国人研究者の登用及び環境整備に努めている。 ・障害者雇用施策について、附属特別支援学校と連携して愛workを設置し、ジョブコーチによる支援の下、障害のある業務員が教室の清掃等に従事している。 ・高齢者雇用安定法に基づき、定年退職後、希望者については、引き続き再雇用職員として採用している。				4.4	5.1 5.5				8.5		10.2 10.3							16.7	
	19	【新しい生活様式への対応】 ・新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策としても有効なテレワークや時差出勤、ウェブ会議等を導入している。	●		新型コロナウイルス対応のために在宅勤務の取扱いを定め、執務室の分散利用やウェブ会議の積極的活用を進めるとともに、飛沫防止策としてデスクパーテーション等を設置のうえ、室内の定期的な換気を行っている。			3						8	9.1		11	12						
	20	【デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進】 ・ICTやAIを活用したデジタル化やオンライン化等のDXの推進により業務の効率化やビジネスモデルの変革に取り組んでいる。	●		・職員へのPC配付等によりテレワークを推進している。 ・教職員のウェブ会議を推進している。 ・業務効率化等のため情報化戦略(業務の電子化)に取り組んでいる。									8	9.1		11	12						
	21	【ブライト企業】 ・ブライト企業に認定されている。	●						3	4				8	9			12						

SDGs達成に向けた取組みチェックリスト

事業者名: 国立大学法人熊本大学

・基本項目は25項目全てに、チャレンジ項目は25項目のうち5項目以上に具体的な取組みを記載してください。
 ・「企業」や「社内」とあるものは、NPO法人や個人事業主等はそれぞれの形態に応じて、読み替えてください。
 ・【予定】の項目は1年以内に【〇年〇月実施】として、具体的取組みを記載のうえ、提出してください。

(様式第2号)

分類	No.	チェック項目	基本	チャレン ジ	具体的な取組み (※事業者が記載する欄)	主なSDGs(17のゴールと169のターゲット)																				
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17				
環境	22	【環境汚染予防】 ・廃棄物や有害化学物質の適切な管理、及び処理に取り組んでいる。	●		・大学で発生する廃棄物は学内ルールに基づき適切に分別を行っている。これらの廃棄物は、収集業者により回収・処理されており、本学では定期的に運搬・処理状況を確認するとともに廃棄物の不法投棄がないことを書面で確認している。 ・化学物質管理支援システム「YAKUMO」を独自開発し、学内の化学物質の種類と量を把握している。			3.9			6.3					11.6	12.4		14.1	15.1						
	23	【エネルギー】 ・電力やガソリンなど、自社のエネルギー使用量を把握し、その削減に取り組んでいる。	●		・エネルギー使用量等「見える化」システムを導入し、使用量等を把握している。 ・ハード面では、建物の断熱化、複層ガラスの採用、高効率設備(空調・照明など)、全熱交換式換気扇の採用などを行い、ソフト面では、全学的なエネルギー管理組織による省エネパトロール、啓発活動、空調利用の最適化などを行い、エネルギー使用量等の削減に取り組んでいる。							7.3						13								
	24	【温暖化対策】 ・自社の温室効果ガスの排出量を把握し、排出の抑制に取り組んでいる。	●		・エネルギー使用量等の把握を通じて温室効果ガスの排出量を把握し、上記No.23の取組によるエネルギー使用量等の削減を通じて温室効果ガスの排出の抑制に取り組んでいる。加えて、太陽光発電によって二酸化炭素を排出しない電気エネルギーを創出し、さらなる温室効果ガス排出の抑制に取り組んでいる。		2.4						7.2 7.3 7.a				12.4	13	14	15						
	25	【生物多様性】 ・自社活動が環境(生物多様性や生態系等)に悪影響を及ぼさないように配慮している。	●		・生命科学系の研究により遺伝子組換えを行われた生物を拡散しない取組を行っている。						6.6									14	15					
	26	【効率的な資源利用】 ・ごみを減らし、資源を有効的に繰り返し使うため、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)に取り組んでいる。	●		・廃棄物の中から、使えるものを分別するために、さらに廃棄物処理を適正に行うために、廃棄物の分別の徹底を行っている。 ・再生用紙の利用を推進している。 ・ペーパーレス化、裏紙利用を促進している。										9.4			12.2 12.4 12.5		14.1	15					
	27	【水の管理】 ・熊本の水資源の質と量の保全に取り組んでいる。	●		・節水装置(節水コマなど)を設置するなど、水資源を無駄にしない工夫を行っている。 ・節水を意識させる掲示などの啓発活動を行っている。		2.4					6.1 6.3 6.4 6.6					11.5			14.1 14.2 14.3	15				17	
	28	【環境に配慮した製品等】 ・環境に配慮した製品の購入や製品の開発・製造に取り組んでいる(グリーン購入、リサイクル製品認証等)。	●		・施設整備においては環境配慮型プロポーザル方式を採用し、環境に配慮した設計に取り組んでいる。 ・施設整備において設置されるエアコン等については、グリーン購入法に定める基準を満たす機種を選定する取組みを行っている。 ・毎年度、「環境物品等の調達を推進を図るための方針」を定め、可能な限り環境への負荷の少ない物品の調達に努めている。										9.4			12.4 12.5	13	14	15					
	29	【食品ロスの削減】 食品ロスの削減に取り組んでいる。		●			1	2				6.4							12.3		14	15				17
	30	【緑の保全管理】 ・壁面緑化や植栽など緑の創出と保全、管理に取り組んでいる。		●														11.6 11.7		13.1 13.3		15				17
	31	【エネルギー効率の見直し・再生可能エネルギーの利用】 ・高効率機器の導入等によるエネルギー使用率の改善または再生可能エネルギーの利用や供給に取り組んでいる。		●									7.1 7.2 7.3 7.a		9.4			11.5		13.1 13.3						
	32	【森林資源の循環利用に向けた取組み】 ・「伐って、使って、植えて、育てる」の持続的な森林利用への取組みを推進している。		●								6			9.4			11.3 11.4 11.5	12.2	13		15				
	33	【植林等の取組み】 ・植林等の森林整備活動に取り組んでいる。		●								6.1 6.3 6.6						11.3 11.4 11.5	12.2	13		15				
	34	【海洋ごみ】 ・環境中で分解しにくいプラスチックの使用削減等、海洋ごみ、海洋汚染の防止削減に貢献している。		●															12.2 12.5		14					
	35	【環境に配慮した交通手段】 ・電車やバスなどの公共交通機関の利用や、電気自動車や水素自動車などの環境にやさしい自動車の使用を促進している。		●											9.4			11.2		13.1 13.3						
36	【2050年CO2排出量実質ゼロへの取組み】 ・2050年CO2排出実質ゼロを目指し、計画的にCO2削減に取り組んでいる。		●									7.1 7.2 7.3 7.a		9.4			11.6 11.a	12.8	13						17.2	

